## 高校生 大学生 保護者 の皆様へ

Q  $\overline{18}$ 歳成人社会」、 何 が 変わ った?

令和4年4月1日以降、18歳で成人し、親の同意なく契約できます。 新成人を狙う悪質商法はすぐそこにいます。

「私は大丈夫」は通用しません。

このチラシをご家族や大切な方と共有してください。



## お金のヤバイ話



SNS で知り合った人に簡単に儲かるとセミナーや教材を勧められ、お金がないと伝えるとローンなどお金の借り方を教えられ、結局契約したが儲からない。

トラブル2 エステ



無料体験 のエステの施術後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースをクレジット決済で契約してしまったが、支払えない。

トラブル3 定期購入



初回限定 特別価格500円!

動画投稿 サイトの広告を見て初回特別価格で安いと思いサプリを1回限りのつもりで注文したが、複数回購入が条件の契約だったため翌月にまとめて数万円請求された。

「成年年齢引下げ」って何? 一般的に契約の知識や 令和4年4月1日から、18歳で成人(大人)になり、 令和4年4月1日から、18歳で成人(大人)になり、 増売がの同等がたノア±切めが、 社会経験、判断能力が、 ナムルエット Turnink ルカ・ 未熟と思われる新成人が、 「カル4年4月1日から、18歳で成人(大人)になります。 親などの同意がなくても契約できるようになります。 である。 言額契約に誘導される 危険性があります。 未成年者が親の同意なく がいていた契約は、要件を 締結した契約は、要件を ○携帯電話も契約できる 満たせば取り消せますが、 したでしているれる 成年年齢引下げ以降は、 つクレジットカードも作れる 契約時点で18歳以上の 場合は未成年者契約取消 つローシも組める 18歳から ※ 飲酒、 喫煙、 公営ギャンブル (競馬、 競騙、 競艦、 オートレース) は20歳から 自分で

不安な時や困った時は



※自動応答にて郵便番号を入力すると、最寄り の消費生活相談窓口が案内されます。

※市内3か所の消費生活センターの詳細は、右のQRコードへ

